

福岡県公報

平成三十一年四月二日
第四千八十一号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) …………… 一

再掲

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) …………… 一

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月二日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則 (平成元年福岡県人事委員会規則第十八号) の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県職員採用Ⅱ類試験の項中「行政事務」を「行政」に改め、同表福岡県職員採用Ⅲ類試験の項中「一般事務」を「行政」に、

土木	主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
----	---

を

土木

主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

農業土木	主として農業土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
林業	主として林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

に改める。

別表第二福岡県職員採用Ⅲ類試験の項中「一般事務」を「行政」に、

「土木」

「土木」を 農業土木 に改める。

林業

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第四条第二項において準用する同条例第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第三号

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程 (昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号) の一部を次のように改正する。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第六号イ中「、第四条第三項及び第五条第一項」を「及び第八項、第四条第三項、第五条第一項並びに第七条第九項」に改め、「第

三条第五項」の下に「及び第七項」を加え、「並びに第十二条第一項から第三項まで」を「第十二条第一項から第四項まで並びに第十六条第一項から第三項まで」に、「施行規則第一条第一項及び第十六条第一項の規定に基づく申請」を「法第七条第一項及び第三項の規定に基づく計画」に、「同条第四項の規定に基づく届出」を「法第十四条第一項の規定に基づく申請」に改め、同号に次のように加える。

- ハ 施行規則第一条第一項、第十六条第一項及び第四十九条の二第一項の規定に基づく申請並びに施行規則第十六条第五項、第五十二条の五第一項、第五十二条の六、第五十二条の七第一項及び第五十九条の二第二項第三号イの規定に基づく届出を受け付け、本庁に送付すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。